

佐賀県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年五月三十一日から平成二十三年六月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月三十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 小城富士線	小城市小城町畑田字散一本二割二七 五一番二〇地先から 小城市小城町松尾字天神軒四〇八九 番八地先まで	平成二三・五・三一